【利用規約への同意書兼誓約書】

多職種連携ＩＣＴシステム利用規約

おたる地域ビジョン協議会（以下「甲」という。）と　\*\*\*\*\*\*\*　(以下「乙」という。）とは、甲が乙に利用許諾する多職種連携システム（以下「本ＩＣＴシステムという。」の使用について、以下の利用規約を双方遵守し、地域包括ケアシステムの構築を推進することを確認する。

1. 概要
2. （本事業参加の目的）  
   　甲および乙は、本ＩＣＴシステムを用いて医療介護の情報連携を強化することにより、在宅等患者に対するＱＯＬの向上等、より良い医療・介護サービスの実現、社会保障費の適正化に貢献する。また、本システム活用による多職種連携の効果的なエビデンスの形成・共有を図るものとする。
3. （事業主体の役割）  
   　甲はＮＴＴグループと本ＩＣＴシステムの利用に関する契約を交わし、当地域において本システムが利用可能な環境を整備する。また、本システムの利用ルールの作成や必要なセキュリティチェック、個別チームへの介入等を行うことにより、本システムが円滑かつ効果的に使用されるよう努めるものとする。
4. （参加事業所の役割）  
   　乙は甲より本ＩＣＴシステムの使用権限を付与され、医療介護間での情報連携を行う。本ＩＣＴシステムの使用にあたって、事業所内での職員の登録・削除、職員に対するＩＤ等の付与は乙の責任の下で実施する。また、後述するとおり本ＩＣＴシステム内の情報は極めて秘匿性の高い要配慮情報であることを考慮し、乙の事業所内でのセキュリティの確保、従業員に対するセキュリティ教育等を実施する。必要に応じて事業主体よりセキュリティに関する通知や監査等が行われる場合があるが、その場合は遅滞なく受け入れる。
5. （費用等）  
   　本ＩＣＴシステムの利用料は甲が負担し、乙は無料で使用することができる。ただし本ＩＣＴシステムを利用するための端末費（端末および周辺機器の購入費、アンチウイルスソフトの導入費等）および通信費に関しては乙の負担で整備する。
6. セキュリティ
7. （個人情報保護）  
   　甲および乙は個人情報の取扱について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日 法律第57号、平成29年5月30日改正後施行）を遵守する。なお個人情報を漏えいした場合には、刑法第１３４条、保健師助産師看護師法第４２条の２、介護保険法第２０５条２項、指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準、民法７０９条等の規定により罰せられる。また民法７１５条の規定により雇用者も責任を負う。
8. （守秘義務）  
   　甲および乙は診断名、病状、検査結果、治療方針等、本ＩＣＴシステムの利用または本事業への参加を通じて知りえた医療情報を、主治医の指示なく患者／利用者本人や家族、第三者に伝えてはならない。
9. （端末セキュリティ）

乙は本ＩＣＴシステムを使用するために必要な端末および通信環境を乙の責任のもとで整備する。本ＩＣＴシステムはパソコン、タブレット等で使用することが可能な仕様で提供されているが、当地域においてはセキュリティを考慮して乙が業務用に購入したパソコンおよびタブレット等、もしくは甲が特別に貸与したタブレット等のみ使用を許可する。個人で購入したパソコンやタブレットでの使用（ＢＹＯＤ：Ｂｒｉｎｇ　Ｙｏｕｒ　Ｏｗｎ　Ｄｅｖｉｃｅ）は禁止する。乙は本ＩＣＴシステムを使用する端末を特定した上で、別途定める様式にて甲に対して端末の使用許可を申請する。甲は申請を受けて、下記のセキュリティが確保されていることを実地で確認したうえで本ＩＣＴシステムを使用できるように設定を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 端末の種類 | 必要なセキュリティ |
| パソコン | * 起動時にパスワードが要求されること。 * ＯＳのアップデートが自動的に行われていること。（WindowsUpdate等） * アンチウイルスソフトがインストールされており、ウイルス定義ファイルが自動的に更新される設定になっていること。 * セキュリティワイヤー等により盗難防止の措置が施されていること。 |
| タブレット等 | * 起動時にパスコードや指紋等での認証が必要とされる設定になっていること。 * 端末を遠隔で消去／ロックできる仕組みを導入しており、端末紛失・盗難の際には速やかに遠隔消去等の措置を行うこと。 * 使用しないときは施錠保管されていること。 |

1. （クラウド上の情報の取り出し）

　本ＩＣＴシステムはクラウドサービスとして提供されており、端末上には一切の情報が保存されない仕組みになっている。しかしクラウド上の情報をコピー＆ペーストで他システム（オフィスアプリケーション含む）に貼り付けたり、ローカルへの保存、印刷等を行ったりすることでクラウド上から情報を取り出した場合、その情報の漏えいリスクが高まることに注意すること。甲または乙が本ＩＣＴシステムから取り出した情報が流出し情報漏えい事故が発生した場合は、情報を取り出したものが責任を負うことになる。

1. （ユーザーＩＤ／パスワードの管理）

　乙の事業所内の職員を本ＩＣＴシステムのユーザーとして登録する場合、その登録作業は乙の責任において行うこと。当該職員が離職するなど、本ＩＣＴシステムの使用が不要になった場合は、速やかに当該職員のユーザーＩＤを削除すること。なお、ユーザーＩＤは職員１人について１ＩＤを付与すること。１人が複数のＩＤを持つことや、複数の職員が１つのＩＤを共用することはセキュリティ事故の可能性を高めるため行ってはならない。

　甲および乙は従業員・職員がＩＤやパスワードを紙やテキスト、あるいは端末上に記録・保管しないよう指導・監督しなければならない。また、パスワードは本ＩＣＴシステム上で「８桁以上、英数混合」という制約があるが、氏名や生年月日など推測されやすいものは避けること。

1. （従業員教育）

　乙は、従業員に対して行うセキュリティ教育の中に、本章の内容を盛り込み、実施の記録を残すこと。

1. （セキュリティ監査）

　甲が必要と判断した場合、乙に対して本ＩＣＴシステム使用に関するセキュリティ監査を行う場合がある。その場合、乙は円滑に情報セキュリティ監査を実施できるように協力しなければならない。また甲から改善指示があった場合には、乙は速やかに対応しなければならない。なお、セキュリティ監査は本ＩＣＴシステムの使用に関する事項に関してのみ行われるものとし、その内容に関して甲は他の目的に使用しないものとする。

1. （報告の義務）

　乙は下記に該当するセキュリティ事故が発生した場合には、遅滞なく甲へ報告しなければならない。

|  |
| --- |
| * 本ＩＣＴシステムを使用する端末の盗難、紛失の疑い * 本ＩＣＴシステムを使用する端末のウイルス等への感染の疑い |

　また、下記に該当する変更等が発生する場合には、乙は事前に甲へ報告すること。

|  |
| --- |
| * 本ＩＣＴシステムを使用する端末の廃棄や譲渡 * 事業所の管理ＩＤ（職員を登録・削除する権限を持つＩＤ）・パスワードを使用している職員（管理者）の異動や離職 * 本利用規約への同意書兼誓約書に署名した者の異動や離職 |

1. （緊急停止）

　甲はセキュリティ上の問題が発見された場合等、本ＩＣＴシステム上の情報の安全性に問題があると判断した場合、本ＩＣＴシステムを一時的に停止させるなど安全を確保するために必要な措置をとらなければならない。この場合甲は乙に対して事前の予告なく本ＩＣＴシステムの停止を行うことができる。

1. （セキュリティ違反による情報漏えい）

　本事業で扱う個人情報を保護する義務は原則として甲が負うが、本章に規定されている条文を乙が逸脱・違反したことにより情報漏えいが発生した場合には、乙が責任を負うものとする。

1. その他
2. （禁止事項）

　甲および乙は本ＩＣＴシステムの機能を用いて第１条に記載した目的以外の行為を行ってはならない。甲は乙による目的外の使用を確認した場合、掲載情報の変更、乙の本ＩＣＴへの登録削除などを行い、本ＩＣＴシステムが適切に使用されるように努めることとする。

1. （使用の中止）

　本ＩＣＴシステムの使用継続を甲が不適切と判断した場合、もしくは本ＩＣＴシステムの継続利用が困難になった場合、甲の判断により本ＩＣＴシステムの使用を終了する。

1. （解約）

乙は本規約への同意書兼誓約書の解約を希望する場合、解約の一ヶ月前までに「多職種連携ＩＣＴシステム　事業所登録申請書　（登録情報削除）」を甲に対して提出すること。

1. （反社会的勢力の排除）

　甲および乙は次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約すること。

（1）自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第２条第６号）、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という）であること

（2）自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

（3）自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

（4）自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

（5）本契約の履行が暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること

２　各使用者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本申込を解除する。

（1）第１項に違反したとき

（2）自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①相手方に対する暴力的な要求行為

②相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為

④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

３　第２項の規定により本契約を解除した場合、使用者に損害が生じても、これを賠償する責を負わない。

1. （管轄裁判所及び準拠法）

　本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとし、訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所として処理するものとする。

1. （規定外事項）

　本規約に定めのない事項その他本規約の条項に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、おたる地域ビジョン協議会への連絡事項として扱うこととする。

以上

【事業所登録申請書】



